

社会福祉法人琵琶湖愛輪会
デイサービスセンター松の浦湯治の郷（通所介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人琵琶湖愛輪会(以下「本法人」という)が開設するデイサービスセンター松の浦湯治の郷（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンター松の浦湯治の郷
- 2 所在地 滋賀県大津市大物 665 番地の 9

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
協力して作成した通所介護計画の内容の確認を行う。

- 2 生活相談員 2名以上
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、介護職員・看護職員に対する相談助言及び技術指導を行い、また介護職員・看護職員と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- 3 介護職員 3名以上
介護職員は、事業所を利用する利用者に対し生活相談員及び看護職員と協力し介護サービスの提供を行う。
- 4 看護職員 1名以上（看護師・准看護師）
看護職員は、事業所を利用する利用者に対し身体に関する相談助言を行い、また生活相談員・介護職員と協力し利用者の援助を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上（看護師・准看護師・及び有資格者）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能指導、助言を行う。また生活相談員・介護職員と協力して個別機能訓練計画の作成等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・木・金・土曜日とする。
ただし、年末年始（12/31～1/3）は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
（サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分）

（指定通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、介護予防通所介護事業所と合わせて1日25人とする。

（指定通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画が作成されていない

場合は、次に掲げるもののうち本法人と利用者等の相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

- 1 通所介護計画の作成
- 2 身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援サービスを提供する。
- 3 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- 4 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- 5 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう行なう。
生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
- 6 機能訓練
利用者の生活機能維持・向上を目的とした個別機能訓練計画書の作成や、3 ヶ月に1回以上の家庭訪問やモニタリングの説明を行う。
- 7 送迎に関すること
送迎を必要とする利用については必要な支援、サービスを提供する。
- 8 相談、助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
- 9 その他日常生活上の世話

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。また、法定代理受領以外のサービスであった場合には、厚生労働大臣が定める基準の額とする。尚、償還払いの保険請求に必要となるサービス提供証明書を発行する。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の支払いを受けるものとする。

(1) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた場合、実施地域を越えた地点より10キロメートルごとに、500円を徴収することとする。

(2) 通所介護にかかる食事代金については、次の額を徴収する。

① 昼食・おやつ代金として、900円とする。

内訳は昼食代750円、おやつ150円とする。

(3) 当日午前8時40分までにキャンセルの連絡がない場合、キャンセル料とし食事代金を徴収する場合がある。

ただし、体調不良など正当な事由がある場合は除く。

(4) 通所介護にかかるオムツ及び、パットについては、持参。事業所備品の使用分は現物の返却とする。

(5) その他、コピー・個人的な制作材料費等の諸費用については、別途実費徴収するものとする。

3 (1)から(5)までの費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)をうけるものとする。

4 指定通所介護の利用者等は、本法人の定める期日に、利用料等を金融機関口座振替にするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大津市7区(小野、和邇、木戸、小松、堅田、真野、真野北)高島市鴨までの区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じた入浴・食事・機能訓練・送迎等のサービスの提供を行うよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をし、しかるべき対応をすると同時に、ケアマネジャー・家族へ連絡をし、管理者へ報告する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定通所介護の利用契約)

第13条 本法人は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、その後、当事業所の利用を希望された場合に、利用者又は家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 本法人は、通所介護に使用するよう備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 本法人は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 本法人は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(通所介護計画の作成等)

第16条 本法人は、居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明した上で同意を得るものとする。

- 2 本法人は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 本法人は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員2名を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 本法人は、サービス提供中に事故等が発生した場合は、利用者に適切な処置を行うと同時にご家族等へ連絡をとり、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第20条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者の設置・従業者に対し研修の機会を確保する。

(非常災害時等における事業継続について)

第21条 非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し協力体制の構築に努めるものとする。

(暴力団排除について)

第22条 大津市暴力団排除条例にもとづき、当法人の役員及び管理者、その他従業員は暴力団員ではないこと。また、暴力団員の支配を受けずサービスから暴力

団を排除する。

(その他運営についての留意事項)

第23条 本法人は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月
- (2) 継続研修 年2回

- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 本法人は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調査、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本法人が定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年6月1日より施行する。

平成17年10月1日改定
平成17年12月1日改正
平成18年4月1日改正
平成18年5月1日改正
平成18年7月1日改正
平成18年9月1日改正
平成18年11月15日改正
平成19年5月1日改定
平成20年7月1日改定
平成22年1月15日改定
平成23年3月1日改定
平成23年6月1日改定
平成24年4月1日改定
平成25年5月27日改定
平成25年11月13日改定
平成26年1月15日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 8 月 1 日改定
平成 28 年 9 月 1 日改定
平成 28 年 9 月 23 日改定
平成 29 年 5 月 11 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 9 月 23 日改定
令和 5 年 7 月 15 日改定
令和 5 年 11 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 7 月 9 日改定
令和 8 年 4 月 1 日改定